

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 令和7年度計画

(計画期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日)

第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 好生館が担うべき医療の提供及び医療水準の向上

佐賀県医療センター好生館は、歴史と伝統を尊重し、県民のために、佐賀県における中核的医療機関として、地域の医療機関との連携・役割分担のもと、県民に必要とされる良質で高度な医療を着実に提供し向上させるとともに、スタッフの確保・育成と働きやすい職場環境作りを推進し、患者・家族への思いやりを大切にして、わが国でも有数の模範となる医療機関を目指す。

(1) 好生館が担うべき医療の提供

① 高度・専門医療の提供

本県における中核的医療機関として、好生館に求められる以下の高度・専門医療を提供する。

(救急医療)

- ・ 救命救急センター、外傷センター、脳卒中センター、ハートセンターをはじめとした救急受入体制を24時間365日運用し、傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供する。

【目標】

区 分	令和7年度
受入救急車台数	3,300 台
救急患者数	13,500 人

- ・ ドクターヘリについては、基地病院（佐賀大学病院）と連携し、有効に運用する。
- ・ 適切かつ円滑な救急医療提供のため、連携医療機関への広報活動を通して、循環器ホットライン、整形外科外傷ホットライン、脳卒中センターホットラインの周知を図る。

(循環器医療)

- ・ 県内における循環器医療の拠点の一つとして、ハートセンターを中心に専門性の高い医療の提供を継続する。
- ・ 血管造影室、ハイブリッド手術室をより有効に活用する。

- ・ 心臓カテーテル治療件数を維持する。
- ・ アブレーション治療体制を強化する。
- ・ 大血管ステント治療を継続する。

【目標】

区 分	令和 7 年度
心臓カテーテル治療数	300 件
アブレーション治療数	180 件
大血管ステント治療数	20 件

- ・ リハビリテーション専門医の指導のもと、早期急性期リハビリテーションのさらなる充実を図る。

(がん医療)

- ・ がん医療において九州国際重粒子線がん治療センター（サガハイマツト）との連携を継続する。
- ・ がん地域連携パスを運用する。
(肺、肝臓、胃、大腸、食道、前立腺)
- ・ がんリハビリテーションを継続して実施する。
- ・ がん相談支援センター、がん看護外来、各種がん教室など、がん患者の心と体を支援する体制を維持する。
- ・ がん患者の病態に適切に対応し、より効果的ながん医療を提供するため、専門的な知識及び技能を有する医療従事者の配置などの体制を充実させる（がん関連認定・専門資格者の育成・確保）。
- ・ がんゲノム医療連携病院としての活動を継続する。
- ・ 非血縁者間造血幹細胞移植認定施設として骨髄移植を継続する。

【目標】

区 分	令和 7 年度
外来化学療法患者数（延べ）	4, 500 人
造血幹細胞移植数（同種＋自家）	20 件

(脳卒中医療)

- ・ 脳卒中センターを中心に県内の急性期脳卒中患者の受入れを積極的に行う。
- ・ 脳卒中ケアユニット(SCU)の運用を継続する。
- ・ 脳卒中患者を引き続き積極的に受け入れる。

【目標】

区 分	令和 7 年度
脳卒中治療患者数	400 人

- ・ 脳卒中センターを中心としたインターベンションを推進する。
- ・ 脳卒中地域連携パスについては、さがんパス.net（ピカピカリンクのネットワーク上で地域連携パスを運用する仕組み）を利用した電子パスを運用し、引き続き他の計画等策定医療機関への展開を進める。

（小児・周産期医療）

- ・ 地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク分娩への対応、母体搬送及び新生児搬送の受入れを積極的に行う。
- ・ 地域における小児医療の拠点として、小児救急をはじめとする小児・周産期医療を 24 時間提供する。
- ・ 小児外科領域において、周辺医療機関のサポートを継続する。

【目標】

区 分	令和 7 年度
小児外科手術数	180 件
分娩数	165 件

（感染症医療）

- ・ エボラ出血熱等の一類感染症、中東呼吸器症候群（MERS）や鳥インフルエンザ等の二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の国内発生に備えた入院医療、院内感染対策等の体制を維持する。
- ・ 感染症医療については、県、福岡検疫所（佐賀空港出張所）等と連携を図り柔軟に対応する。

（先進的な高度・専門医療）

- ・ 手術用ロボットの安定的運用と継続的な活用を推進する。
- ・ AI を含めた医療の DX 化を推進する。
- ・ がんゲノム医療連携病院としての活動を継続する。（再掲）

（高度医療機器の計画的な更新・整備）

- ・ 高度医療機器の更新・整備を計画的に行うとともに、適正な運用を継続する。

② 信頼される医療の提供

- ・ 患者や家族からの信頼を得て適切な医療を提供するため、EBM (Evidence-Based Medicine：科学的根拠に基づく医療) 及び VBM (Value-Based Medicine：価値に基づく医療) を推進する。
- ・ 患者の意思を尊重し、患者及びその家族から信頼される医療を提供するため、引き続きインフォームド・コンセントを推進する。
- ・ 入退院支援センターによる予定入院患者への介入を継続する。
- ・ 地域医療連携センター及び相談支援センターが連携し、患者の速やかな転退院を支援する。
- ・ 入退院、医療費・医療扶助、がんなどに関する相談に適切に対応する。
- ・ 性暴力被害者の相談に対して、性暴力救援センター・さが (さが mirai) と協力して適切に対応する。
- ・ ホームページに掲載している診療実績、クリニカル・インディケーター (臨床指標) 等の充実を図る。
- ・ がん関連データ (がん登録データなど) を公表する。
- ・ 認定看護師による「ストーマ外来」、「がん看護外来」の運用を継続する。
- ・ 薬剤師による服薬指導及び退院指導を充実させて病棟での活動を継続する。
- ・ 管理栄養士による栄養管理及び栄養指導を継続する。
- ・ リハビリテーション技士による早期リハビリテーションを継続する。
- ・ DPC 期間Ⅱに対応したクリニカルパス (電子カルテ上で運用) に改良し、その運用を推進する。

【目標】

区 分	令和7年度
クリニカルパス適用率	55%

- ・ 患者等が主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオン制度について館内掲示やパンフレット作成などにより引き続き周知する。
- ・ セカンドオピニオン外来を継続する。
- ・ 患者の求めに応じたカルテ (診療録)・レセプト等医療情報の適切な開示を行う。

③ 安全・安心な医療の提供

- ・ 医療安全チームによる館内ラウンド実施を継続する。

- ・ 職員の医療安全に対する知識の向上に努めるため、医療安全研修会を継続する。
- ・ 発生したインシデント及びアクシデントの報告並びに対策を引き続き徹底する。
- ・ 感染制御チームによる館内ラウンド実施を継続する。
- ・ 感染対策の基本的な考え方及び具体的な対策等についての院内感染対策研修会を引き続き開催する。
- ・ ISO15189（臨床検査室の品質と能力に関する国際規格）認定を維持する。

④ 災害時における医療の提供

- ・ 基幹災害拠点病院の機能を十分に発揮できるよう、災害時に必要な医療物資等を備蓄するほか、優先納入契約の継続等、災害時医療体制の充実・強化を図る。
- ・ 災害時は患者を受け入れ、必要な医療の提供を行うとともに、患者が集中する医療機関や救護所への医療従事者の応援派遣等の協力を行う。
- ・ 災害医療に対応できる職員の養成を行う。
- ・ 大規模事故や災害時には、県の要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等を現地に派遣して医療支援活動を行う。
- ・ 原子力災害発生時においては、原子力災害拠点病院として受入れ可能な被ばく患者に、必要な医療を提供できるよう県と連携をとりながら体制を確保する。
- ・ 被ばく医療に携わる人材の育成、研修受講の推進、原子力災害訓練等に積極的に参加すると共に機能整備の強化に取り組む。
- ・ 新型コロナウイルス感染症など新興感染症等の感染拡大により、公衆衛生上の重大な危機が発生又は発生しようとしている場合には、佐賀県と連携し、対応する。

⑤ 外国人患者に対応できる医療の提供

- ・ 外国人患者に対応できる医療体制を堅持する。
- ・ 外国人患者受入医療機関認証制度（JMIP）の認証を維持する。

（２） 医療スタッフの確保・育成

① 優秀なスタッフの確保・専門性の向上

- ・ 診療能力の向上及び診療技術の習得に関する指導体制の整備や、複数の大学等関係機関との連携により、優秀な医師の確保を図る。
- ・ 専門医制度に適切に対応する。
- ・ 看護師特定行為研修指定施設としての運用を継続する。

- ・ 専門資格取得のための研修制度や助成制度等により、専門医、専門看護師、認定看護師及び領域別専門資格の取得を推進する。
- ・ 専門知識・技能向上のため、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の研修等を充実させ、資格の取得を推進する。

【目標】

区 分	資格取得数 (令和7年度)
専門/認定看護師資格	1名
専門/認定薬剤師資格	1名
認定検査技師資格	5名
専門/認定放射線技師資格	2名
認定ME資格	1名
専門/認定療法士資格	1名
管理栄養士関連資格	1名

② 医療スタッフの育成

- ・ 救急スタッフの育成を図るため、医師、臨床研修医、医学生、看護師、看護学生、救急救命士等に対する救急医療の教育に取り組む。
- ・ 教育研修プログラムの充実により教育研修体制を強化するとともに、臨床研修医等を受け入れる。

【目標】

区 分	研修回数 (令和7年度)
BLS	30回/年
ACLS	10回/年
PEARS	3回/年

- ・ 臨床研修病院として、臨床研修医確保のためにフレキシブルかつ魅力ある研修プログラムを策定する。
- ・ JCEP（日本卒後臨床研修評価機構）受審時のフィードバック、令和6年度の研修医アンケート調査結果、レジデント委員会、研修管理委員会を踏まえて、研修環境整備をハード面、ソフト面ともに充実させていく。
(具体的には、評価表の電子化や研修修了要件の見直しなど)
- ・ 専門医制度の基幹型病院として、専攻医の獲得に努め教育体制を充実させる。
- ・ シミュレーション機器を活用した教育・研修の充実を図る。

- ・ 佐賀大学等、他の医療機関との連携を一層強化し、病院の活性化及び病院職員、医療従事者としての専門性を高めるために人事交流を実施する。
- ・ 看護学院等において看護師教育、実習を行う。また、実習指導者の育成を強化する。
- ・ 医療従事者養成機関から医師、薬剤師、看護師などを目指す実習生を受け入れる。

(3) 地域の医療機関との連携強化

- ・ 地域医療支援病院として紹介・逆紹介を堅持するため、地域医療連携センターと入退院支援センターが連携し、周辺医療機関とよりシームレスな顔の見える連携体制を構築・遂行する。
- ・ がん治療において九州国際重粒子線がん治療センター（サガハイマツト）との連携を継続する。（再掲）
- ・ 糖尿病コーディネーター及びがん地域連携パス・コーディネーターの活動を継続する。
- ・ 地域連携クリニカルパスを運用する。
計 8 種：脳卒中、大腿骨頸部骨折、胃がん、大腸がん、肺がん、肝臓がん、食道がん、前立腺がん
- ・ 地域の医療機関及び介護施設等に対し好生館の病院機能（スタッフ、設備等）を紹介するとともに、相互連携、機能分担に積極的に取り組む。その一助として、地域医療連携懇談会を開催する（年 1 回）。
- ・ 地域連携強化のため医療機関を訪問し、紹介・逆紹介の増加を図る。

【目標】

区 分	令和 7 年度
紹介率	90%
逆紹介率	120%

- ・ 地域医療包括ケアシステム推進のため、介護施設等との連携を図る。
- ・ 地域の医療機関との間で、ICT（情報通信技術）を利用し、医療情報の共有化を図る。
- ・ 佐賀県診療情報地域連携システム協議会事務局として、ピカピカリンクの普及を引き続き推進する。

(4) 医療に関する調査・研究及び情報発信

- ・ 研究倫理に関する講習会を開催する。
- ・ 新しい医療の一環として、次の再生医療について取り組みを推進する。

(再生医療：整形外科)

- 高白血球多血小板血漿 (LR-PRP) 注射
- 自己たんぱく質溶解液 (APS) 注射

- ・ 臨床試験、治験、共同研究等を推進する。
- ・ がんゲノム医療を推進するための院内体制及びがんゲノム医療連携病院として中核拠点病院との協力体制を維持する。
- ・ 遺伝カウンセリング体制の整備を継続する。
- ・ 連携大学院への協力を継続する。
- ・ 院内及び佐賀県がん登録を推進し、好生館のみならず佐賀県がん対策の進展に協力する。
- ・ 病院の持つ専門的医療情報を基に、ホームページ等による疾病等や健康（食を含む）に関する医療情報の発信及び普及に取り組む。
- ・ 地域の医療関係者及び県民に広く好生館の診療内容などを知ってもらうための広報誌を作成し配布する。
- ・ 県民公開講座を開催する。(年2回)

2 看護学院が担うべき看護教育及び質の向上

●「令和4年度からの新カリキュラムに沿った教育の実施」

新カリキュラム要点

1. 臨床判断能力の基盤強化
2. 多職種連携の強化
3. 地域で生活者を支援するという視点
4. ICT教育、コミュニケーション能力強化

- ・ 新カリキュラムの要点を踏まえ、下記を実施する。

●「臨床現場の専門性の高い講師による講義」

助産学科・看護学科

- ・ 専門・認定看護師等による専門分野の講義を継続・開拓する。(要点1)

●「現場実習担当者との連携強化」

助産学科・看護学科

- ・ 学院と臨床現場のユニフィケーションを実施し、連携強化を図る。
(要点2)
- ・ リモート会議や指導を推進する。(要点1)

●「多職種との連携・協働を学ぶ方法の構築」

助産学科・看護学科

- ・ 行政、地域、臨床現場の助産師や保健師、看護師、多職種からの講義を継続する。(要点2)

看護学科

- ・ 臨床実習においてチームカンファレンスやチームラウンドについて学ぶ機会を計画・実施する。(要点2)

●「地域で働く看護職の役割を理解するための教育の充実」

助産学科

- ・ 市町村や保健所、産前・産後サポートステーション及び助産院での実習を継続する。(要点3)

看護学科

- ・ 地域包括支援センターについての講義及び臨地実習を継続する。(要点3)

●「自ら考え、行動できる学生を育てる教育方法の構築」

助産学科

- ・ OSCE (オスキー) による教育を強化・推進する。(要点1・4)

看護学科

- ・ シミュレーション教育を強化・推進する。(要点1・4)
- ・ 電子教科書の活用を定着させる。(要点4)
- ・ 反転学習、TBL 学習など講義の工夫を行い評価する。(要点4)

助産学科・看護学科

- ・ 実習報告会、学校行事(一部)を学生が主体となり実施するための指導・教育を強化する。(要点4)

●「看護学科卒業生の県内就職率 80%以上を目指す」

- ・ 看護学科卒業生の県内就職率 80%以上を目指し、進路指導を行う。

●「国家試験の全員合格を目指し、国家試験対策を強化する」

助産学科

- ・ 個別面談を行い、学生の個別性に合わせた支援・指導を行う。

看護学科

- ・ 国家試験の全員合格を目指すため、教員及び全学年からなる国家試験対策委員会を中心に試験対策の継続を図る。

3 患者・県民サービスの一層の向上

(1) 患者の利便性向上

- ・ 入院/外来患者満足度調査等により患者ニーズを的確に把握し、患者の利便性の向上を図る。

【目標】患者満足度調査（5段階評価）

区 分	令和7年度
総合満足度（入院）	90%
総合満足度（外来）	90%

（「満足」+「やや満足」）の構成比

- ・ 診療予約の推進等により待ち時間の短縮等を図ることを通して患者満足度の向上に努める。
- ・ 外来患者待ち時間を継続的に把握し、待ち時間の短縮を図る。

（2） 職員の接遇向上

- ・ 全職員を対象とした接遇研修を実施する。
- ・ 接遇指導者による院内ラウンドを継続する。

（3） ボランティアとの協働

- ・ ボランティアを積極的に受け入れ、職員と連携を取りながら患者サービスの向上に取り組む。
- ・ ボランティアの活動が円滑に行われるよう支援する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務の改善・効率化

（1） 適切かつ効率的な業務運営

- ・ 地方独立行政法人のメリットを活かして医療需要の変化に迅速に対応し、病院の組織体制、診療内容等の見直しを行い、効果的、効率的な業務運営に努める。
- ・ 文書管理システムによる文書管理体制を継続する。
- ・ 業務執行におけるコンプライアンスを徹底するため、意識啓発のための取組を定期的・継続的に実施する。
- ・ コンプライアンスの徹底、患者・家族への誠実かつ公平な対応、個人情報の保護等に努める。
- ・ 業務の適正かつ能率的な執行を図るため、内部監査を年1回以上実施するとともに、職員からの相談機能を維持する。

（2） 事務部門の専門性向上

- ・ 業務の継続的な見直し、ICTの活用等により、事務部門の効率化を図る。
- ・ 診療情報管理士や簿記等の専門資格の取得及び研修の充実により、事務職員の資質向上を図る。

- ・ 職員研修の充実等（階層別研修の導入等）により専門的知識の習得を促進する。
- ・ 学会等での事務職員の発表及び参加を促進する。

（３） 職員の勤務環境の改善

- ・ 医師に対する時間外労働上限規制の適用を踏まえ、勤怠管理システムを用いて職員の労働時間管理を適切に行う。
- ・ 出産や子育て、介護と仕事を両立させる職員への支援制度の充実と職員への説明、からだ・こころの相談窓口でのメンタルケア等により、職員が仕事に誇りを持ち、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できるよう、支援する。
- ・ 医師・看護師・医療従事者等の働き方改革委員会を中心に職員の働き方改革を推進する。
- ・ ハラスメント研修を実施し、ハラスメントの防止に取り組む。
- ・ 職員を対象に業績や能力を適正に評価する人事評価制度を円滑に運用する。
- ・ 出産・育児などで職場を離れた医療従事者の職場復帰の支援を継続する。
- ・ 家族の介護や子育て等を行う職員を積極的に支援するとともに、風通しの良い勤務環境の構築をめざし、職員満足度調査を実施し、点検、改善、評価を行う。
- ・ 佐賀県医療勤務環境改善支援センターの活動運営に協力する。
- ・ 改正医療法等に伴う医師の時間外労働上限規制、健康確保措置などに対応するため、医師業務のタスクシフト・タスクシェア等に取り組み、医師の働き方改革の推進に適切に対応する。

２ 経営基盤の安定化

（１） 収益の確保

- ・ 新入院患者確保のための活動に注力する。
- ・ 令和８年度診療報酬改定に向けて適切に対応できる体制を整える。
- ・ 保険診療委員会が主体となり、診療報酬請求のチェック体制を強化し、請求漏れや減点の防止を図る。

【目標】

区 分	令和７年度
査定率（入院）	0.38%
査定率（外来）	0.38%

- ・ 限度額認定などの公的制度の活用により未収金の発生を未然に防止するとともに、未収金が発生した場合は、電話・文書督促・臨戸訪問・外部機関の活用などの多様な方法により早期回収を図る。
- ・ 病床利用率、病床稼働率、DPC 期間Ⅱ超率を下記の通り目標設定し、医療環境の変化に適切に対応しながら収益の確保に努める。

【目標】

区 分	令和7年度
病床利用率	82.0%
病床稼働率	91.0%
DPC 期間Ⅱ超率	30%未満

- ・ 費用節減のための具体策を検討し、人件費、薬剤費、材料費等の医業収益に占める目標値を年度ごとに設定し実行する。

【目標】

区 分	令和7年度
人件費率	50.0%
薬剤費率	18.4%
材料費率（薬剤除く）	11.5%

- ・ 薬事委員会において、薬剤ごとに供給状況（量及び流通の安定性）、安全性、有効性等についての確認を行い、後発医薬品（バイオシミラーを含む）の導入を推進する。
- ・ 検査試薬を含め、材料費等の節減を図る。
- ・ 医療機器購入にあたっては、ベンチマーク等を活用し適正価格での購入を図り、費用削減に努める。
- ・ 委託業務の内容を精査し、委託費の適正化に取り組む。
- ・ 職員全員の経営意識の向上を図るため、職員間での経営情報の共有を進めるとともに、職員のコストに対する意識向上、各職場でのコストダウンに取り組む。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進め、安定的な経営に取り組む。

- | | | |
|--------|---|--------|
| 1 予算 | } | (別紙参照) |
| 2 収支計画 | | |
| 3 資金計画 | | |
- (令和7年度)

第9 その他地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年佐賀県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

1 県との連携

- ・ 地域医療構想の具体化・実現化など、県が進める医療行政に積極的に協力する。
- ・ 担当する組織を定め、県が推進する身近な医療の提供体制構築に協力する。

2 地方債償還に対する負担

- ・ 施設・設備整備等に係る地方債について、毎年度確実に負担する。

3 病院施設の在り方

- ・ 第3期中期計画時に策定した増築基本計画に基づき、増築等整備を着実に推進する。

(令和7年度予定)

○ 増築工事の実施

4 施設及び設備に関する事項

- ・ 医療機能の充実を目的とした高度医療機器等の更新・整備を計画的に行う。

【R7年度計画】
予算(令和7年度)

(千円)		区分	金額
収入	営業収益		24,564,169
		医業収益	19,836,266
		診療業務による収入	18,401,558
		運営費負担金収益	1,037,509
		補助金等収益	113,251
		受託収益	62,582
		看護師等養成所収益	66,618
		運営費負担金収益(学院)	154,748
		営業外収益	190,342
		運営費負担金収益	80,806
		その他営業外収益	109,536
		資本収入	4,537,561
		運営費負担金収益	757,361
支出	営業費用	長期借入金	3,779,000
		その他資本収入	1,200
		その他の収入	0
		給与費	26,656,524
		材料費	19,794,227
		減価償却費	18,516,161
		研究研修費	8,829,993
		経費	6,572,553
		看護師等養成所費用	133,248
		一般管理費	2,980,367
		資産にかかるとの除却対象外消費税等償却	220,694
		営業外費用	1,057,372
		臨時損失	161,613
純利益	純損失		0
		建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)	6,700,684
		運営費負担金収益	5,180,558
		長期借入金償還金	1,514,726

(注) ・建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。
・予算：果会計の収支予算に該当するもの。(収益的収支、資本的収支をあわせて発生主義に基づき作成する。)

収支計画(令和7年度)

(千円)		区分	金額
収益の部	営業収益		20,873,951
		医業収益	20,683,609
		診療業務による収入	18,401,558
		運営費負担金収益	1,037,509
		資産返還補助金等戻入	841,547
		補助金等収益	113,251
		受託収益	62,582
		看護師等養成所収益	66,618
		運営費負担金収益(学院)	160,544
		営業外収益	190,342
		運営費負担金収益	80,806
		その他営業外収益	109,536
		臨時収益	0
費用の部	営業費用		21,570,448
		給与費	21,408,835
		材料費	19,925,703
		減価償却費	8,829,993
		研究研修費	6,572,553
		経費	1,406,072
		看護師等養成所費用	133,248
		一般管理費	2,983,837
		資産にかかるとの除却対象外消費税等償却	227,011
		営業外費用	1,079,155
		臨時損失	176,966
		臨時損失	161,613
		純利益	0
純利益	純損失		△ 696,497
		建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)	6,700,684
		運営費負担金収益	5,180,558
		長期借入金償還金	1,514,726

(注) ・建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。
・収支計画：企業会計の損益計算書に該当するもの。(収益的収支について発生主義に基づき作成する。)

資金計画(令和7年度)

(千円)		区分	金額
資金収入	業務活動による収入		29,001,478
		診療業務による収入	20,026,608
		運営費負担金による収入	18,401,558
		補助金等収入	1,273,005
		その他の業務活動による収入	113,309
		投資活動による収入	238,736
		運営費負担金による収入	758,561
		その他の投資活動による収入	757,361
		財務活動による収入	1,200
		長期借入による収入	3,779,000
		その他の財務活動による収入	3,779,000
		前年度からの繰越金	0
		資金支出	4,437,309
資金支出	業務活動による支出		29,001,478
		給与費支出	19,955,840
		材料費支出	9,928,692
		その他の業務活動による支出	6,572,553
		投資活動による支出	3,454,595
		有形固定資産の取得による支出	5,185,958
		その他の投資活動による支出	5,180,558
		財務活動による支出	5,400
		長期借入金の返済による支出	1,514,726
		移行前地方債償還債務の償還による支出	1,484,252
		その他の財務活動による支出	30,474
		次年度への繰越金	0
		資金計画	2,344,954

(注) ・建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。
・資金計画：現金の収入、支出を業務、投資、財務の活動区分別に表したもの。